

# 福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

## (補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がない者。

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## (確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。ただし、前条第2号に規定する要件を満たしていることが明らかな場合はこの限りではない。

## (補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第4号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第6条及び第7条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不相当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付にあたっては、規則第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（様式第8号）を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書（様式第9号）により次年度の4月末日までに報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第10号
- (2) 収支決算書 様式第11号

- 2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第22条に定める市長の承認を受けなければならない期間は当該事業を実施した年度の翌年度から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）に規定する耐用年数期間とする。ただし、市長が特に定める場合はこの限りではない。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は昭和46年度分事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 福岡市耕作放棄地活性化事業補助金交付要領

## (通則)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、福岡市耕作放棄地活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この補助金は、農業者の高齢化等を起因とする農地の荒廃が進行する状況に鑑み、高齢農業者が実施する農地へのヤギの放牧事業に要する経費の一部を市が補助することにより、耕作放棄地の解消及び発生抑制を図ることを目的とする。

## (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、耕作放棄地の解消又は発生抑制を目的として、第5条に定める対象農地にヤギを放牧する事業とする。

## (補助対象者)

第4条 補助の対象とする者は、第5条に定める対象農地の所有者又は対象農地への使用貸借等の利用権設定により耕作管理を行う者若しくは対象農地の所有者から委託を受けて耕作管理を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の高齢農業者（年齢は取組年度の3月31日時点の満年齢とする。）
- (2) 農業者が組織する団体（農業生産法人、集落営農組織等）であって、その団体に所属する者の半数以上が（1）の農業者であるもの。
- (3) （1）及び（2）以外の者であって、その事業実施の目的等から本市における耕作放棄地の解消又は発生抑制を図る上で、市長が特に必要と認める者。

## (補助対象農地)

第5条 補助の対象とする農地は、面積（複数筆の場合はその合計面積）が概ね20アール以上の福岡市内に存する農地であって、次のいずれかに該当するものとする。

なお、対象農地の存する地域において、対象農地と一体的にヤギを放牧することにより、当該地域における農業振興が図られると認められる場合には、ため池や農道の法面、農業用施設用地及び周辺林地等を含むことができるものとする。

- (1) 現に耕作の目的に供されておらず、雑草等の繁茂により作物の栽培が不可能な状態の農地であって、営農再開（景観作物等の栽培を含む。）又は保全管理の状態に復する必要があるもの。
- (2) 所有者又は耕作者の死亡、高齢化等により営農の継続が見込まれない農地であって、雑草等の繁茂により作物の栽培が不可能な状態となるおそれがあるもの。
- (3) 果樹園等であって、営農を継続しつつヤギの放牧による除草の省力化を図ることにより、耕作放棄地の発生抑制に資すると認められるもの。

## (補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) ヤギの購入に要する経費
- (2) 柵（電気柵、ワイヤーメッシュ等）の購入及び設置に要する経費

(3) 小屋（製作する場合はその材料）の購入及び設置に要する経費

(交付額)

第7条 交付する補助金の額は、事業費の2分の1以内とし、1件あたりの上限額を165,000円とする。

(実施基準)

第8条 本事業の実施に当たっては、次の全ての基準を満たすものとする。

- (1) 新たな取組であること。(既に同様の取組を実施している場合又は単に取組を拡大する場合は対象としない。)
- (2) ヤギは2頭以上を1単位として購入し、放牧すること。
- (3) ヤギの脱柵による逃亡を防ぐため、柵の高さは120cm以上を確保すること。また、電気柵の場合にあっては5段張りを原則とする。
- (4) 事業の実施に先立ち、周辺住民の合意を得ること。
- (5) ヤギの飼養にあたっては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、適切に衛生管理を行うこと。

(補助対象者の公募)

第9条 補助の対象となる者は、公募により選定するものとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を申請する者は、福岡市補助金交付規則第4条及び交付要綱第6条に定めるもののほか、事前チェックシート（別紙様式）を添付することとする。

(報告)

第11条 交付要綱第11条第2号に規定する報告の期間は1年とし、事業完了の翌年度の12月末日までに、ヤギ放牧後の対象農地の写真等を添付して報告するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(様式)

福岡市耕作放棄地活性化事業 事前チェックシート

1. 交付対象者

<input type="checkbox"/>	農地所有者	<input type="checkbox"/>	耕作者 (利用権設定)	<input type="checkbox"/>	農作業受託者
--------------------------	-------	--------------------------	-------------	--------------------------	--------

※ 該当する区分に○を記入してください。

(1) 個人農業者の場合

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 年齢 \_\_\_\_\_ 歳

※ 年齢は年度末時点の満年齢を記入してください (以下同じ)。

(2) 農業者団体の場合

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 年齢 \_\_\_\_\_ 歳

※ 他の構成員については、氏名・生年月日・年齢を示した一覧表を添付してください。

(3) その他の者の場合

氏名 \_\_\_\_\_ (団体名 \_\_\_\_\_)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 年齢 \_\_\_\_\_ 歳

事業実施の目的 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2. 実施基準

項目	回答
新たな取組みか	はい ・ いいえ
ヤギは2頭以上購入するか	はい ・ いいえ
柵の高さは120cm以上か (電気柵の場合は5段張りか)	はい ・ いいえ
ヤギの放牧について周辺住民の合意はあるか	はい ・ いいえ
家畜伝染病予防法の内容を確認したか (衛生管理、定期報告)	はい ・ いいえ

3. 補助対象農地の現状

※ 対象農地の位置図、写真等を添付してください。